

山口県報

令和元年
8月6日
(火曜日)

目 次

- 告示
屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置してはならない地域の指定に関する告示の一部改正(都市計画課)……………
- 公告
道路の位置の指定(建築指導課)……………
- 公告
一般競争入札の実施(税務課)……………
- 雑報
県報の正誤(昭和四十二年三月一日山口県告示第百五十六号の二)……………



山口県告示第百二十一号

屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置してはならない地域の指定に関する告示(昭和四十二年山口県告示第百五十六号の二)の一部を次のように改正する。

令和元年八月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

二の一の表名称の欄中「関伽井坊塔婆(多宝塔)」を「関伽井坊多宝塔」に、「目加田家住宅」を「旧目加田家住宅」に改める。

三の一の表所在地の欄中「毛利町二丁目一六番地」を「大字湯野四二〇二番地の二」に改める。

五の表の区間の欄中「県道光柳井線」を「市道戸仲森ヶ峠線」に改める。

山口県告示第百二十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。
その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

令和元年八月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日
下松市大字末武上字古所一九一〇の一及び一九一〇の五	四・五	四八・七	令和元、七、一二



(八〇) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

令和元年八月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の購入
(一) 物品等の名称

電気

(二) 物品等の予定数量

二百二十五万六千六百三十八キロワット時

(三) 物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(四) 納入期間

令和元年十一月一日から令和四年十月三十一日までの間

(五) 納入場所

山口県周南総合庁舎

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十九年山口県告示第百三十七号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成三十一年山口県告示第二十二号)に基づく資格審査において、電気について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条の二の規定により小売電気事業の登録を受けている者であること。

(五) 令和元年八月六日から同年九月二十日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

三 契約条項を示す場所

周南市毛利町二丁目三八番地 周南県税事務所総務課

四 入札説明書及び仕様書の交付

令和元年八月六日から同月二十一日までの午前九時から午後五時までの間、周南県税事務所総務課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、予定数量の対価を入札説明書に記載する方法に従って計算した総価で行い、当該総価に当該総価の百分の十に相当する額(その金額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

周南県税事務所総務課

(三) 受領期限

令和元年九月十八日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、令和元年九月二十日午後二時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

周南市毛利町二丁目三八番地 山口県周南総合庁舎会議室七〇一

(二) 日時

令和元年九月二十日午後二時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

周南県税事務所長 藤井 義裕

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否
要

(四) 契約保証金
免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和元年九月九日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、周南県税事務所総務課(電話〇八三四一三三一六四一一)に問い合わせること。

十一 Summary

- (1) Branch office in charge of contract: Shunan Prefectural Taxation Office, Yamaguchi Prefectural Government
- (2) Nature and quantity of the products to be purchased: Electricity, 2,251,638 kWh.
- (3) Delivery period: November 1, 2019 to October 31, 2022
- (4) Delivery place: Yamaguchi Prefectural Shunan Branch Building
- (5) Section in charge of procurement and contact point for the notice: Shunan Prefectural Taxation Office, 2-38 Mouri-cho, Shunan-shi (Tel. 0834-33-6411)
- (6) Time-limit for tender: 5:15 P.M., September 18, 2019
(If brought in person: 2:00 P.M., September 20, 2019)



正 誤

昭和四十二年三月一日山口県告示第百五十六号の二(屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置してはならない地域)

ページ	段	箇所	誤	正
一四	上	表中	竜福寺本殿	龍福寺本堂
〃	〃	〃	竜福寺の	龍福寺の
〃	下	〃	八幡部落	大字久賀
一六	上	〃	大字室積	大字室積村

令和元年八月六日印刷
令和元年八月六日発行

発行人所

山口県知事
山口県知事